

現 行	改 正 後
<p>(目的及び設置)</p> <p>第2条 国府宮駅周辺を行政、商業、文化機能の集積した賑わいのある都市拠点となるよう、<u>国府宮駅周辺再整備に係る再開発研究会（以下「研究会」という。）及び国府宮駅周辺まちづくりを考える会（以下「考える会」という。）</u>で検討し、<u>とりまとめた内容</u>に対して、幅広い見地から助言することを目的として検討会を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>研究会及び考える会の内容に関すること。</u></p> <p>(2) 国府宮駅周辺再整備に係る<u>再開発</u>の調査・検討に関すること。</p> <p>(3) その他国府宮駅周辺の再整備を検討するために必要な事項に関すること。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 検討会の庶務は、<u>まちづくり部都市計画課</u>において処理する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第2条 国府宮駅周辺を行政、商業、文化機能の集積した賑わいのある都市拠点にするため、<u>再整備に係る計画案等</u>に対して、幅広い見地から助言することを目的として検討会を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 国府宮駅周辺再整備に係る調査・検討に関すること。</p> <p>(2) その他国府宮駅周辺再整備を検討するために必要な事項に関すること。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 検討会の庶務は、<u>まちづくり部都市計画課国府宮駅周辺整備推進室</u>において処理する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>